

全 建 事 発 第 0 6 8 号
令 和 6 年 9 月 1 1 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

「リスク情報」の通知及び契約変更協議の
実施に係る運用方針について（依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が令和6年6月14日に公布され、「契約書記載事項としての請負代金の「変更方法」の明確化」及び「リスクの情報通知の義務化及び契約変更協議への誠実応諾の努力義務」については、同日から6月以内に施行されることとなりました。

国土交通省では、「リスク情報」の通知及び契約変更協議の実施に係る運用のため、改正法の規定を踏まえた「リスク情報」の詳細について、省令及びガイドライン（「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」）で定める予定としています（掲載場所、掲載方法は未定）。

この度、国土交通省より、「リスク情報」の通知及び契約変更協議の実施に係る運用方針について、別添1のとおり基本的な考え方及び具体的内容等が通知され、意見照会の要請がありました。

つきましては、ご意見・ご要望がございましたら、別添2「運用方針意見照会」に項番ごとにご記入の上、9月20日（金）までに、電子メールにて事業部（jigyo@zenken-net.or.jp）までお送りください。なお、意見がない場合につきましても、メール本文に「意見なし」と記載の上、連絡頂けますと幸いです。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力賜われますようお願い申し上げます。

以 上

別添1 国土交通省連絡文
別添2 運用方針意見照会

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp